

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（富山県条例第 72 号）（一部抜粋）

（指定児童発達支援の取扱方針）

第 27 条の 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支

援プログラム（前条第 4 項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第 27 条第 4 項 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

（準用）

第 55 条の 6

第 5 条、第 8 条、第 9 条及び前節（第 12 条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

※「第 4 節運営に関する基準（第 12 条～第 55 条の 2）のことを指します。

（準用）

第 59 条

第 5 条、第 8 条及び第 4 節（第 12 条、第 24 条第 1 項及び第 4 項、第 25 条、第 26 条第 1 項、第 32 条、第 34 条並びに第 52 条第 2 項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。（略）

（準用）

第 78 条

第 13 条から第 23 条まで、第 25 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 46 条まで、第 48 条から第 51 条まで、第 52 条第 1 項及び第 53 条から第 55 条の 2 までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。（略）

(準用)

第 78 条の 2

第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 23 条まで、第 25 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 46 条まで、第 48 条から第 51 条まで、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 55 条の 5 まで、第 72 条及び第 77 条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

(準用)

第 81 条

第 8 条、第 13 条から第 23 条まで、第 26 条第 2 項、第 27 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 46 条まで、第 48 条から第 51 条まで、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 55 条の 2 まで、第 60 条から第 61 条の 2 まで、第 72 条及び第 77 条 (第 1 項を除く。) の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。(略)

(準用)

第 81 条の 9

第 13 条から第 23 条まで、第 25 条、第 26 条、第 27 条 (第 6 項及び第 7 項を除く。)、第 27 条の 2、第 28 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条、第 39 条の 2、第 41 条の 2、第 42 条から第 46 条まで、第 48 条から第 51 条まで、第 52 条及び、第 53 条から第 55 条の 2 までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。(略)